

働きながら、妊娠・出産・育児をされる方へ



マタハラ、パタハラを受けていませんか！

職場でのマタハラ、パタハラは許されません！

知っておこう！

将来あなたに起こるかもしれない、マタハラ、パタハラ。

マタハラやパタハラを受けたときは、
職場の窓口や労働局に相談しましょう。

マタハラとは？

(マタニティ・ハラスメント)

働く女性が妊娠・出産・育児を理由に
不当に解雇等をされることや
妊娠・出産・育児に対して職場で受け
る精神的または肉体的な嫌がらせのことです。

パタハラとは？

(パタニティ・ハラスメント)

働く男性が育児休暇や育児目的の
短時間勤務制度等を活用し育児参画することに
対する精神的または肉体的な嫌がらせのことです。

※パタニティとは英語で「父性」という意味です。



厚生労働省が実施した調査によると、正社員では21.8%、派遣労働者では48.7%がマタハラを受けています。誰からマタハラを受けたかという質問には、「直属上司(男性)」「直属よりも上位の上司・役員(男性)」「直属上司(女性)」の順に多くなっています。次いで、「同僚・部下(女性)」となっており、女性からマタハラを受けた事例も見受けられます。

マタハラ、パタハラの例

病院には
休みの日
行くもの



妊娠健診のために休暇を取得したいと
上司に相談したら「病院には休みの日に行くもの」と
相手にしてもらえなかった。

事業主は妊娠中の女性の労働者が
健診を受けるための時間を確保しなければなりません。

他の人を雇うので
早めにやめてもらう
しかない

上司に妊娠の報告をしたら

「他の人を雇うので早めにやめてもらうしかない」と
言われた。

事業主は妊娠、出産したこと等を理由とした
解雇などの不利益取扱いをすることは法律で禁止されています。

男が
育休とるなんて
あり得ない



男性労働者が育児休業を申し出たところ、
上司から「男が育休とるなんてあり得ない」と言われ、
休業を断念せざるを得なくなった。

事業主は育児休業を理由として解雇等の
不利益な取扱いをすることは法律で禁止されています。

あなたが
早く帰るせいで、
周りは
迷惑している

育児短時間勤務をしていたら同僚から
「あなたが早く帰るせいで、周りは迷惑してる」と
何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている。

事業主は子どもが3歳になるまでの
育児短時間勤務制度を整備する義務があります。

ハラスメントを受けたとき

はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」とあなたの意思を伝えましょう。
黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

職場の窓口に相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく職場の問題です。職場の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。職場内に相談相手がいないときも、ひとりで悩まずに、三重労働局など外部の機関に相談しましょう。

三重労働局雇用環境・均等室へご相談を！
(匿名でも大丈夫！相談は無料です!!)

〒514-8524 津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 ☎059-226-2318
[受付時間：8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)]

三重県環境生活部男女共同参画・NPO課 津市広明町13 ☎059-224-2225